

(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書
(再手続版) に対する意見 (答申案)

千葉県環境影響評価委員会は、(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価準備書(再手続版)について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、天然ガスを燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備3基(合計出力195万kW)を備える大規模な火力発電所を新設する事業であり、復水器冷却方式を海水冷却から空気冷却に計画変更したことから、環境影響評価方法書の手続から改めて実施しているものである。この変更に伴い、高さ約40mの空気冷却復水器が設置され、上部の冷却ファンから温風が発生する。

対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置する一方、近傍には、住居、学校教育施設及び社会福祉施設がある。

事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域であり、事業区域の周辺には、複数の火力発電所や石油化学工業等の固定発生源が集中しており、大気環境への重畳的な影響が懸念される。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、本事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入すること等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減等を図り、環境影響のより一層の回避又は低減に努めること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

施設の稼働に伴う排ガスについて、事業区域の周辺には電力、石油化学工業等を中心とする固定発生源が集中していること及び窒素酸化物が光化学オキシダントの原因物質の一つであることを踏まえ、排煙脱硝装置の維持管理の徹底等により、大気環境への影響をできる限り回避又は低減すること。

(2) 温室効果ガス等

ア 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、今後の二酸化炭素排出削減に向けた技術について、二酸化炭素回収・貯留等の開発状況や国の方策等を踏まえ、引き続き導入を検討すること。

イ 事業場全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入等の既存技術で実行可能な対策等を着実に実行することにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。

3 環境監視計画

(1) 空気冷却復水器から発生する温風について、予測結果を踏まえ、影響を把握できる適切な地点で調査を行うこと。

(2) 同規模の空気冷却復水器が設置された事業における環境影響評価事例が少ないことから、後発事業の参考となるよう、温風の環境監視の結果について、予測結果や近隣のアメダスとの比較を行うなど発電所周辺への影響に関する知見の集積を図ること。

(3) 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。

4 その他

(1) 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能にするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。

(2) 事業の実施に当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの環境保全の見地からの意見に配慮し、積極的な情報提供を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。

【参考】 審議経緯

令和6年12月	4日	諮問
令和7年	1月17日	審議
令和7年	3月12日	審議
令和7年	4月18日	審議
令和7年	5月29日	答申案審議